令和８年 11 月 27 日
土木部監理課用地室
担当　森下、松原
内線　5012・5027
直通　076-225-1713

市道Ｃ第４号線道路改良事業に係る裁決について

石川県収用委員会（会長 織田 明彦）は、起業者　加賀市から裁決申請及び明渡裁決の申立てがあった、市道Ｃ第４号線道路改良事業について、裁決の会議を開催し、次のとおり裁決を行った。

１　裁　決　日　　令和８年１１月２４日（火）

２　起業者の名称　　加賀市　代表者　加賀市長　山田　利明

３　事業の種類　　市道Ｃ第４号線道路改良事業

４　裁決の概要

①　土地所有者兼物件所有者　　１人
②　関　係　者　　１者
③　起業地の所在等
・収用しようとする土地
加賀市片山津町地内（公簿 727.00 ㎡、実測 727.93 ㎡の一部 192.19 ㎡）
・収用しようとする土地にある物件
鉄骨造平屋建事務所兼倉庫、工作物、立木 等
④　権利取得の時期　　令和９年１月２５日
⑤　明渡しの期限　　令和９年３月２５日

５　そ　の　他

石川県収用委員会は、起業者及び土地所有者兼物件所有者並びに関係人に対し、裁決書正本を令和８年１１月２４日に郵送した。

（参考）

裁決申請	…	令和　７年１２月２４日
受理決定	…	令和　８年　１月２６日
裁決手続開始決定	…	令和　８年　２月２４日
第１回審理	…	令和　８年　４月２１日
現地調査	…	令和　８年　５月２６日

※　加賀市道Ｃ第４号線道路改良事業の事業内容に関する取材は、起業者（加賀市）にご確認ください。